

はじめに

行政書士が手掛ける業務の一つに、風俗営業許可申請があります。難しいイメージがあるようで、新人行政書士にとってはハードルが高いと思われがちでした。

しかし、最近では女性行政書士や新人行政書士が積極的に風俗営業業務を始めようとしています。筆者が行政書士になった13年前と比べて、大幅に情報が公開され研修も充実していることが要因だと思います。

書類の書き方や図面の書き方は研修で学べます。しかし、初めてお客様から問い合わせがあったときにどう対応し何をすべきかということは経験してみないと実感できません。ただ、経験がないから自信を持って仕事を取りにいけないのも事実です。

そのため、本書では書類の書き方などのテクニックよりも考え方、注意すべき点や段取りをしっかりと伝えられるよう意識しました。考え方方がわかれば、自分なりのやり方でゴールを目指せばよいのです。数をこなせば段取りもよくなりますが、最初から意識して先を見通しておくことで余裕が生まれます。余裕があると、不思議とお客様も安心してついてきてくれます。

本書では、行政書士が扱うことが特に多い4種類の申請・届出に絞って手続きを案内しています。4種類というのは、風俗営業許可申請のうち社交飲食店（キャバクラやホストクラブなど）、特定遊興飲食店（クラブなど）、深夜における酒類提供飲食店（バー、コンカフェなど）、そして飲食店営業許可申請です。

風営法は平成28年に大改正があり、それまで風俗営業だったナイトクラブ等（踊るほうのクラブ）が風俗営業から外れ、新たに特定遊興飲食店営業として規制されました。これにより、ダンス以外にもライブハウスやスポーツ観戦ができるバー等にも影響が出ました。

また近年、風営法と食品衛生法には大きな改正がありました。特

に食品衛生法の改正は令和3年6月1日施行なので、まだ古い知識のままの人も少なくありません。

令和3年の食品衛生法改正により、調理場の設備基準がこれまでと大きく変わりました。特に、我々が手掛けるキャバクラやバーなどのお酒の提供をメインとする店にとっては、許可が取りやすくなった点が多いです。

また、令和2年の年末には、行政手続での押印が原則廃止されました。風営法、食品衛生法においても押印は廃止され、申請書・届出書への申請者・届出者の押印が不要になりました。それに伴い、申請様式も変更になっているので注意が必要です。

さらに、一部の手続きについては郵送やオンラインでの手続きが可能になりました。手数料の支払いも、警視庁管内はこれまで現金納付でしたが、クレジットカードやQRコード（バーコード）決済が利用できるようになりました。

法改正や新しい手続方法の登場はチャンスです。ベテランも新人も同じスタートラインに立てるからです。また、新しい手続きなら多少失敗しても必ず次に活かすことができますし、後に続く仲間の貴重な情報にもなります。

そして、失敗は財産です。本当はたくさん失敗してそこから気付きを得ていければよいのですが、そういうわけにもいかないので本書を参考にしてください。筆者の13年分の失敗から学んだこと、経験したことを詰め込んでいます。

最後になりましたが、研修やSNSで「こんな本を書いてほしい」とリクエストしてくださった行政書士の皆様、そしてその実現のために力を貸してくださった先輩、出版社の皆様にお礼申し上げます。

そして、本書が最初の一歩を踏み出すきっかけになればとても幸いです。

令和5年6月吉日
行政書士 中村 麻美

目 次

はじめに	1
凡 例	9
本書の使い方	10

序章 許可申請と届出／飲食店営業許可申請

1 許可申請と届出	12
(1) 許可申請・届出の考え方	12
(2) 許可申請と届出の違い	14
2 飲食店営業許可申請	15
(1) 必要書類と手数料	15
(2) 打ち合わせ	18
(3) 設備、許可要件の確認	20
(4) 事前相談	25
(5) 押さえておくべき申請のポイント	27
(6) 申請書の作成	29
(7) 現地調査のポイント	38
(8) 許可と許可書の発行	39

第1章 風俗営業許可申請

1 風俗営業許可申請の基礎知識	42
(1) 風俗営業等の種類	42
(2) 接待行為とは	44
(3) 法、規則、都道府県条例の関係	45
(4) 欠格事由と許可要件	46
(5) 営業時間	65
(6) 申請先・手数料	67
2 風俗営業許可申請の流れ	69
(1) 打ち合わせ	70
(2) 欠格事由の確認	73
(3) 事前調査①保全対象施設	74
(4) 事前調査②内装	80
(5) 事前調査③照度とスライダックス	82
3 申請書の添付書類等を準備する	84
(1) 申請書、添付書類等の一覧	84
(2) 申請者に用意してもらう書類等	85
(3) 使用承諾書	88
(4) 市区町村役場等に請求する書類	92
4 図面を作成する	98
(1) 必要な図面と基本ルール	99
(2) 営業所とはどの部分を指すか	101

(3) 客室とはどの部分を指すか	102
(4) 調理場とはどの部分を指すか	106
(5) 営業所周辺を中心とした半径 100 m略図作成のポイント	108
(6) 平面図作成のポイント	112
(7) 営業所求積図作成のポイント	115
(8) 客室等求積図作成のポイント	119
(9) 音響・照明設備図作成のポイント	122
(10) 1階概略図・入居階概略図作成のポイント	125
(11) 入居概況一覧図作成のポイント	127
(12) 求積一覧作成のポイント	128
5 風俗営業許可申請書の作成から申請まで	132
(1) 申請書類・添付書類	132
(2) 基本のルール	132
(3) 許可申請書（その1）作成のポイント	134
(4) 申請書（その2A）作成のポイント	142
(5) 営業の方法（その1）作成のポイント	144
(6) 営業の方法（その2A）作成のポイント	148
(7) システム・料金表作成のポイント	150
(8) 誓約書作成のポイント	154
(9) 委任状作成のポイント	160
(10) 申請のポイント	162
6 構造検査（実査）	165
(1) 事前準備	165
(2) 実査当日の準備	167

(3) 実査当日の流れ	174
7 許 可	178
(1) 許可の連絡	178
(2) 営業許可証、管理者証の受取り	178
(3) 掲示義務	179

第2章 特定遊興飲食店営業許可申請

1 特定遊興飲食店とは	182
(1) 許可申請の3つのポイント	182
(2) 遊興させるとは	183
(3) 社交飲食店か特定遊興飲食店か	187
2 許可要件と欠格事由	189
(1) 欠格事由	189
(2) 許可要件①営業可能地域	189
(3) 許可要件②保全対象施設	191
(4) 許可要件③営業所の設備	193
(5) 許可要件④照度は10ルクス以上	194
3 書類作成と申請	197
(1) 営業所を中心とした半径100m略図作成のポイント	197
(2) 平面図、各求積図、音響・照明設備図等作成のポイント	200
(3) 申請書類作成のポイント	211
(4) 申請時のポイントと注意点	234

4 実査から許可まで	235
(1) 当日までに準備しておくべきこと	235
(2) 当日の準備	237
(3) 当日の流れ	241
(4) 許 可	243

第3章 深夜における酒類提供飲食店営業 営業開始届出

1 深夜における酒類提供飲食店営業とは	246
(1) 届出が不要な場合、必要な場合	246
(2) 営業開始の 10 日前までに届出を	247
(3) 手数料	247
(4) 届出の要件	248
2 届 出	250
(1) 届出の流れ	250
(2) 書類作成	252
(3) 届出の予約	271
(4) 届出の流れ	272

第4章 許可後・届出後の手続き

(1) 許可後の手続き	274
-------------	-----

卷末付録

風俗営業の営業延長許容地域の告示地域（東京都。商業地域に限る） 288

コラム

- 居抜きとスケルトン 26
- 現地検査は追完のチャンス 40
- 管理者の欠格事由と取下げ 54
- 通信制高校に注意 59
- 同じビルなのに許可が取れない 61
- フィリピンパブの隣に認可保育園ができた！ 79
- 余白の話 89
- 待ち時間なしで履歴事項全部証明書をゲットする 97
- 客室の範囲と客室面積の違い 105
- 書類で語る 118
- 法定様式だから 136
- 理由書をすらすら書けるようになろう 137
- 書くより測るほうが大変 180
- 迷ったときには「解釈運用基準」 207
- 正しく怖がる 215
- ふかざけ？ しんさけ？ 261
- 本当にあった怖い話 263
- ゲーム機、デジタルダーツと10%ルール 269
- 登記から20日以内ではない 283
- オンライン申請、郵送申請 286

■凡 例

略 語	法令名
風営法、法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
規 則	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則
内閣府令または府令	風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令
条 例	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例
解釈運用基準	風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準

■本書の使い方

本書の中で最も接する機会が多いのは、深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出（以下、本書では「深酒（ふかざけ）」という）だと思います。深酒の図面や届出書作成、添付書類の集め方などは、風俗営業（社交飲食店）許可申請、特定遊興飲食店営業許可申請と基本の考え方方が同じです。したがって、本書を最初からひととおり目を通した後、もう一度第3章を読み返してみると理解が深まると思います。

第1～3章では、できるだけ異なる記載例、異なる図面例を掲載しています。なぜなら、解説・コメントも含めいろいろな例に接してもらいたいからです。また、辞書のようにわからない部分を調べるなど、目的に応じて利用してもらえれば幸いです。

また、他の書籍や研修には、届出後や許可後の手続きについてあまり触れていないと感じていたので、第4章では、届出後・許可後の手続きの解説を入れました。ぜひ参考にしてください。

筆者が行政書士の仕事に対する姿勢において最も重要なと思っていることは、「目的を持って業務を遂行すること」です。添付書類に図面が含まれるから図面を書く、という考え方ではなく、「何を確認するためにこの図面が必要か」などと考えながら進めることができます。特に風俗営業関係業務には法定の様式がない添付書類が多いので、常に目的意識を忘れずにいることがスムーズな申請につながります。

皆様も、「なぜ、何のために」ということを意識しながら本書を読み進めてください。

序章

許可申請と届出／ 飲食店営業許可申請

1 許可申請と届出

(1) 許可申請・届出の考え方

風俗営業を営むには、各都道府県公安委員会の許可が必要です。もし許可を得ずに営業を行えば、罰金、懲役、またはその併科という重い罰則があります。

風俗営業とは、キャバクラやホストクラブなどの社交飲食店、マージャン店、ゲームセンターやパチンコ店等の営業をいいます。性風俗を思い浮かべる人が多いのではないかと思いますが、それらは「特殊性風俗営業」といい、風俗営業とは別のものなのです。

お酒を提供する夜のお店は多種多様です。そのどれもが同じ許可が必要とは限りません。キャバクラのように接待行為（詳しくは第1章で解説）を行う店は風営法の許可が必要ですが、深夜にお酒を提供しても接待行為を行わない店は届出で済みます（詳しくは第3章で解説）。

また、深夜にお酒を提供し、なおかつ遊興をさせる店の場合、風俗営業許可ではなく特定遊興飲食店営業許可が必要になります（詳しくは第2章で解説）。これは平成28年の風営法の大改正でナイトクラブが風俗営業から外れ、新たに特定遊興飲食店営業が法に規制されたことによります。

私たち行政書士は、お客様がどんな営業を希望しているのかをよくヒアリングし、適切な許可申請や届出に導く必要があります。その前提として、接待行為とはどんなものなのか、遊興とはどんなものなのか、しっかりと理解しなければなりません。

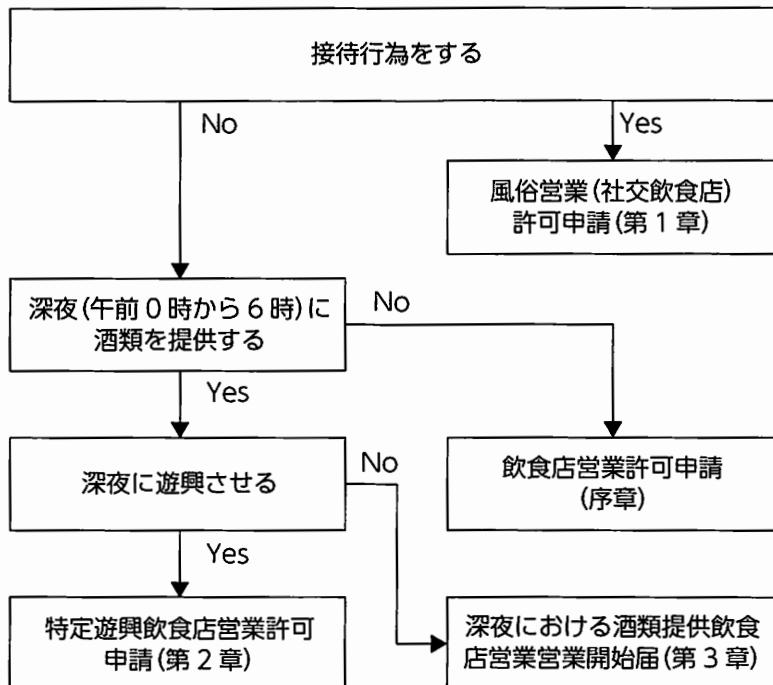
例えば、店名に「ガールズバー」とあるから許可は不要というような判断をしてはいけません。また、コンカフェ（コンセプトカ

フェ)では、従業者がショーを行う、お店の客と撮影会を行うなどのイベントが行われることが少なくありません。これらのイベントが接待行為や遊興にあたるかどうか、お客様と認識をすり合わせて正しい許可を取得することがポイントです。

近年、お酒とアミューズメント、お酒とイベントなど、これまでになかった業態が続々と表れています。それらのお店を適切な法律の許可を得て営業するために、我々行政書士も日々勉強が必要なのです。

次の図では、どの申請、届出が必要なのかをフローチャートにしてまとめたものです。まずは大まかに捉え、詳細は各章で確認してください。

◎許可申請・届出の考え方



(2) 許可申請と届出の違い

社交飲食店と特定遊興飲食店は許可申請、深夜における酒類提供飲食店営業は届出です。どちらも営業をするための手続きですが、申請と届出の違いは何でしょうか。

申請とは、「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう」と行政手続法2条3号に定められており、届出とは、「行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。」と同条7号に定められています。

簡単に言えば、申請は行政庁が諾否の応答をすべきこととされている点で届出と異なります。諾否の応答とは、審査の結果「許可する」「許可しない」という判断がされることです。つまり、申請は書類を出すところがスタートで、許可・不許可の応答があったときがゴールであり、届出は書類を出すところがゴールというイメージでしょうか。

しかし、書類作成の難易度に大きな差はなく、申請だから難しく、届出だから簡単ということはありません。したがって、実務上では、届出と申請を分けて考える実益はあまりないと筆者は思っています。

2 飲食店営業許可申請

(1) 必要書類と手数料

社交飲食店、特定遊興飲食店、深夜における酒類提供飲食店はすべて飲食店です。どのような許可申請・届出が必要なのかは前述のとおりですが、その大前提として飲食店営業許可を取得する必要があります。

令和3年6月施行の改正食品衛生法では、調理場に必要な設備の要件が改正されました。そのため、バーやキャバクラにとっては、許可が取りやすくなったと思います。ただし、これまでの設備のままでは許可が取れなくなった部分もあるので情報をアップデートしておきましょう。

① 必要書類

個人申請の場合と法人申請の場合では、必要書類が異なります。東京都以外での申請の場合、下記以外の書類が必要になることもあるので、管轄の保健所に確認してください。

i 個人申請の場合

- ・営業許可申請書 1通
- ・施設の構造・設備を示す図面（平面図） 2通
- ・食品衛生責任者の資格を証するもの
- ・水道直結でない場合（貯水槽使用等）は水質検査証のコピー（直近1年以内のもの）

ii 法人申請の場合

- ・営業許可申請書 1通
- ・施設の構造・設備を示す図面（平面図） 2通

- ・食品衛生責任者の資格を証するもの
- ・登記事項証明書（コピー可、営業許可申請書に法人番号を記載する場合は不要）
- ・水道直結でない場合（貯水槽使用等）は水質検査証のコピー（直近1年以内のもの）

② 手数料

手数料は、市区町村条例で定められているので保健所ごとに異なります。東京23区と市部のほとんどの保健所では18,300円ですが、港区は16,000円です。

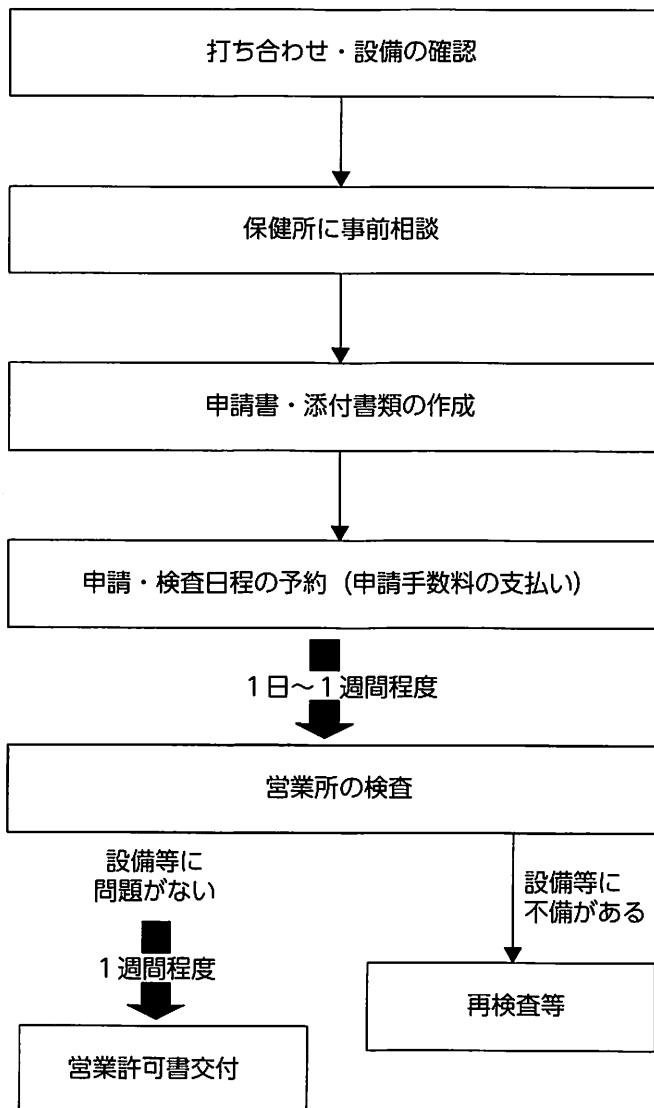
支払方法は、申請時に現金納付が一般的です。一部の保健所ではクレジット払いやQRコード払い（PayPayなど）等も利用できますが、いずれも申請時に支払います。

③ 申請先

申請先は、営業所の所在地を管轄する保健所です。

申請書類はシンプルですが、申請書と添付書類を用意するためには様々な資料が必要です。また、いい加減な書類を作ってしまうと、その後の風俗営業許可申請等がスムーズにいきません。申請者にどのようなことをヒアリングすべきか、どんな資料を用意してもらう必要があるかを18ページの(2)でよく確認していきましょう。

◎飲食店営業許可申請の流れ



(2) 打ち合わせ

申請者との最初の打ち合わせでは、飲食店営業許可申請だけではなく、最終的にバー や キャバクラ の 営業 が 始められるまでのスケジュール感、手続きも 大まか に 案内 することをお勧めします。なぜなら、申請者にとって、「いつからお店を始められるのか」ということが最大の関心事項だからです。

最初の打ち合わせ時点では未定の情報も多いですが、申請を進めるための情報をできる限り収集するように意識しましょう。また、申請者に用意してほしい書類なども打ち合わせの中で伝えましょう。飲食店営業許可申請のための書類だけでなく、その後に続く申請（例えば、社交飲食店の営業許可申請）のための書類についてもまとめて案内すると効率がよいです。用意してもらう書類等はたくさんあるので、一覧表にして渡すのがおすすめです。

◎社交飲食店を想定した打ち合わせ時のヒアリング事項

ヒアリング事項	注意事項
申請者氏名・名称、フリガナ、生年月日	未成年者は原則営業許可申請ができないので生年月日も確認する
申請者住所	住民票等で確認することが望ましい
申請者電話番号	携帯番号でよい
営業所住所	物件契約書等で確認することが望ましい
店舗名	許可書に記載されるので、正確に把握する
店舗電話番号	未定であれば決まった時点で確認する
営業時間	社交飲食店であれば最長深夜1時までとなる
食品衛生責任者氏名、フリガナ、資格	資格者証で確認することが望ましい。また資格がない場合は、候補者の氏名等を確認する
管理者住所、氏名、フリガナ、生年月日	通勤できないほど遠方だと管理者にはなれないのので、住所を確認する。未成年者は管理者になれないで生年月日を確認する
営業開始希望日	営業種別に応じて相談する

◎申請者に用意してもらう書類等（社交飲食店を想定）

- ①物件契約書コピー
- ②申請者の住民票（本籍記載、申請前3か月以内のもの、法人申請の場合は役員全員について必要）
- ③契約時の物件図面（あれば）
- ④履歴事項証明書（法人のみ）（申請前3か月以内のもの）
- ⑤定款コピー（法人のみ）
- ⑥管理者の住民票（本籍記載、申請前3か月以内のもの）
- ⑦管理者の写真2枚（3cm×2.4cm）（申請前6か月以内のもの）
- ⑧食品衛生責任者証（赤い手帳など）

これらは、社交飲食店営業許可申請（特定遊興飲食店営業許可申請も同様）の場合に用意してもらう書類等の一例です。希望する営業種別に応じて必要書類を案内してください。

なお、上記の申請書類のうち、飲食店営業許可申請では使用しないものも多数含まれます。例えば、住民票は飲食店営業許可申請時には添付する必要はありません。しかし、正しい住所を確認して申請するために必要です。正しい住所で申請しないと、のちの社交飲食店営業許可申請等の際に変更届が必要になります。同様に、営業所所在地の住所は物件契約書で確認する必要があります。

このように、申請には不要であっても確認しなければならない書類があり、手続きごとにいちいち書類を用意してもらうのでは手間がかかるので、一度にまとめて案内するとスムーズです。

打ち合わせの結果、条件が折り合わないなどで受任しないこともあります。しかし、上記の書類は、別の行政書士に頼むにしても申請者が自力で申請するにしても必要になるものです。したがって、打ち合わせの際に用意できるものは持ってきてもらうよう事前に案内してもよいでしょう。弊所ではそうしています。

(3) 設備、許可要件の確認

① 設備の要件

飲食店営業許可を取るために必要な設備を、本書で扱う店舗に即して抜粋して解説します。抜粋としたのは、バー・キャバクラ、レストランでは同じ飲食店営業許可申請であっても必要な設備が異なるからです。

より詳しく知りたいことがあれば、東京都福祉保健局のホームページ「食品衛生の窓」で、詳細な要件や条例を確認できます。

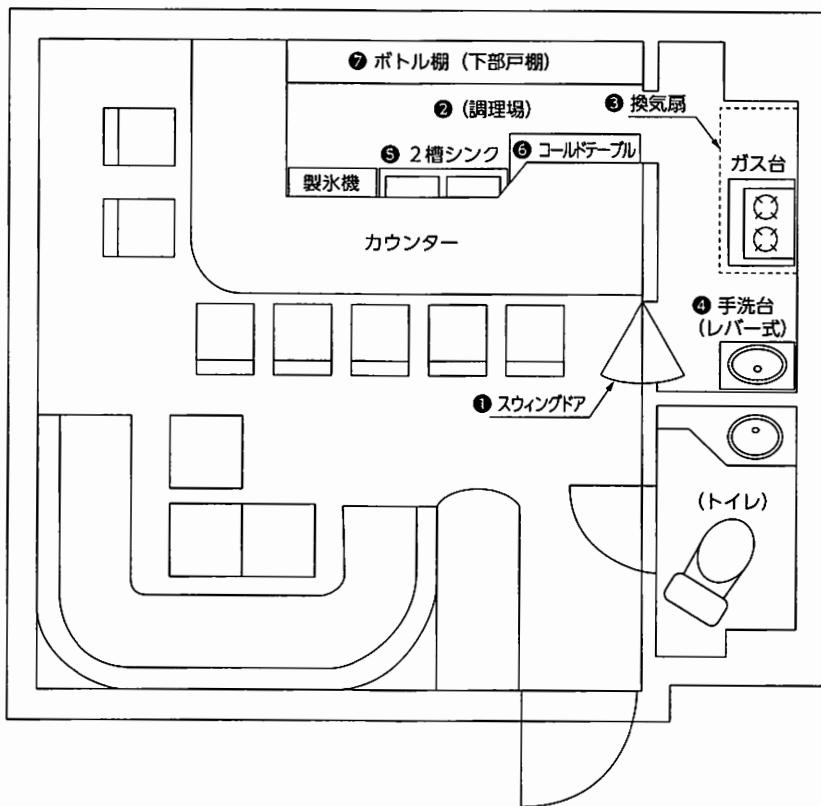
足りない設備や不備があれば、検査までに改善しておく必要があるので、申請者とともにお店の設備を見ながら確認しましょう。なお、調理場の設備は、調理場の区画内に設置していなければなりません。客室に冷蔵ショーケースがあっても、それは調理場の設備とはいえません。

改正食品衛生法により、設備基準が全国で統一されました。ただし、「必要な大きさ」や「必要に応じて」等の具体的な中身は保健所ごとに異なる部分があります。それは、地域の特性などの判断が含まれるからです。食品衛生は人の命に直結することですから、許可取得のために最低限必要な設備を備えるのは当然のことで、きちんと衛生的に営業を継続していくかという観点も必要です。

区画	調理場とそれ以外の場所が間仕切り等で区画されて（分けられて）いること
汚染防止等	ゴミ・ホコリ、ネズミや虫の侵入を防止できる設備があること（窓を開けて換気するなら網戸が必要など）
床、壁、天井	清掃（水拭き等）が容易にできる素材で、清掃が簡単にできること（床にカーペットを敷いていたら容易に清掃できるとはいえない。配管がむき出しの天井は清掃が容易とはいえない。また、たまたまホコリが落ちたり、虫やネズミの侵入経路になるので汚染防止の観点からも望ましくない）
照明	作業、清掃、点検が十分できるよう必要な照度を保つこと
換気設備	食品を扱う作業をする場所の真上は結露しにくく、水滴等により食品を汚染しないよう、換気ができる設備があること（換気扇、窓など）
手洗設備	従業者の手指を洗浄・消毒するための設備があること。なお、水栓は洗浄後の再汚染を防止できる構造であること（再汚染防止構造とは、レバー式、自動水栓、ボタン式など、手を洗った後に再度水栓ハンドルを触らずに止水できる構造）
洗浄設備	食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯等を供給できる目的に応じた大きさ・数の洗浄設備を設けること（2槽シンクでお湯が出ることが基本）
冷凍冷蔵設備	必要に応じて食品の冷凍・冷蔵設備があること（冷蔵設備は必須、冷凍設備は任意）
保管設備	原材料を適切な温度・汚染を防止できる状態で保管できる戸棚等の設備を設けること（食材を床に直置きしたりしないようにする）
更衣場所	従業員人数に応じた更衣場所を、調理場への出入りが容易な場所に作ること（更衣室は必須ではない。更衣室を設けない場合は、脱いだ服や靴を入れておく「更衣箱」等を用意する）
給水・排水設備	給排水設備があること
トイレ	従業者の数に応じて必要なトイレを作ること（客用トイレは必須ではない。従業員・客共用でももちろんよい） 調理場に汚染の影響を及ぼさない構造であること（例えば、調理場から直接トイレにつながる構造は不可） 専用の手洗い設備があること（トイレを使ったらすぐ手を洗えるよう、トイレ内や近接する場所に手洗い器を設ける）
廃棄物容器	プラスチック製で蓋つきのゴミ箱を用意すること
清掃用具	調理場を清掃するための専用用具を備え、保管場所や清掃作業手順を決めておくこと（保管場所、手順については貼り出しが必要なこともある）

配置図を参考にしながら、設備について詳しく解説します。

◎調理設備等配置図例



【解説】

① 区画

調理場と客室等を分ける設備です。壁を建ててドアを設置するのはもちろん、スwingドア、ウェスタンドア等の簡易的な間仕切りでも構いません。カーテンは間仕切りとしては認められません。

② 床・壁・天井

いずれも厚板、コンクリート、タイルなど清掃が容易な素材でな

～著者略歴～

中村 麻美 (なかむら あさみ)

平成 22 年行政書士登録。東京都行政書士会所属。

特定行政書士。

歌舞伎町を管轄する新宿警察署から至近距離に事務所をかまえ、フットワーク軽く依頼に応える。

著者として『行政書士の実務 飲食・風俗営業許可申請業務』(法学書院)、『いっきにわかる! 相続・贈与 令和 5 年度 改正対応版』(宝島社)などがある。



行政書士のための風俗営業許可申請ハンドブック

社交飲食店・特定遊興飲食店・深夜酒類提供飲食店

令和 5 年 8 月 1 日 初版発行



日本法令®

〒 101-0032

東京都千代田区岩本町 1 丁目 2 番 19 号

<https://www.horei.co.jp/>

検印省略

著者
発行
編集
印刷
製本
所
所
所
所
所
所

中青岩
村木倉
神谷
宝
麻鉱春
印

美太光刷
社

(営業) TEL 03-6858-6967 E メール syuppan@horei.co.jp
(通販) TEL 03-6858-6966 E メール book.order@horei.co.jp
(編集) FAX 03-6858-6957 E メール tankoubon@horei.co.jp

(オンラインショップ) <https://www.horei.co.jp/iec/>

(お詫びと訂正) <https://www.horei.co.jp/book/owabi.shtml>

(書籍の追加情報) <https://www.horei.co.jp/book/osirasebook.shtml>

※万一、本書の内容に誤記等が判明した場合には、上記「お詫びと訂正」に最新情報を掲載しております。ホームページに掲載されていない内容につきましては、FAX または E メールで編集までお問合せください。

・乱丁、落丁本は直接弊社出版部へお送りくださいお取替えいたします。

・**JCOPY** (出版者著作権管理機構 委託出版物)

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構（電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

© A.Nakamura 2023. Printed in JAPAN

ISBN 978-4-539-72986-1